

山梨県公報

第五百四号

令和六年

九月十九日

木曜日

目次

告示

- 土地改良区設立認可申請の適当決定……………三六五
○道路の供用開始(二件)……………三六五
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(四件)……………三六六

公告

- 落札者の決定について……………三六六
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………三六七
○公共測量の実施(三件)……………三六八
○開発行為に関する工事の完了について……………三六八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三六八
教育委員会
○落札者の決定について……………三六九
○随意契約の相手方の決定について……………三六九

告示

山梨県告示第二百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、南巨摩郡早川町高住七五八番地早川町土地改良区設立準備会から申請のあった早川町土地改良区設立認可申請を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 縦覧書類

- 土地改良事業計画書の写し
- 定款の写し

- 縦覧期間 令和六年九月十九日から同年十月二十一日まで
- 縦覧場所 早川町役場
- 異議申出期間 令和六年十月二十二日から同年十一月五日まで

山梨県告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年十月十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字田代官有無番地地先から上野原市鶴島字田代官有無番地地先まで	三五・四	令和六年九月十九日

山梨県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年十月十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	上野原あきる野線	上野原市桐原字下椿六四九六番一二地先から	一一二・一	令和六年九月十九日

上野原市桐原字下椿六五〇二番
五地先まで

山梨県告示第二百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。
令和六年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 一般社団法人さかいがわ農産物直売所 山梨県笛吹市境川町石橋七百二番地
 - 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額
 - 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
 - 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
 - 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第二百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。
令和六年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 農事組合法人八代町農産物直売所 グリーンファーム八代 山梨県笛吹市八代町南四千六百三十二番地一
 - 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額
 - 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
 - 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
 - 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第二百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ

り、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。
令和六年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 笛吹農業協同組合 山梨県笛吹市八代町南五百六十一番地
 - 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額
 - 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
 - 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
 - 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第二百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。
令和六年九月十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨みらい農業協同組合 山梨県甲府市下飯田三丁目五番十二号
 - 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 農林高等学校で生産する生産物の販売額
 - 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年六月二十一日
 - 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年七月一日から令和七年三月三十一日まで
 - 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ

る。

令和六年九月十九日

山梨県富士山科学研究所副所長 土屋 隆

一 落札に係る物品等

- (一) 名称 2 連冷凍低温室
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県環境・エネルギー部富士山科学研究所
 - (二) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五九九七一
- 三 落札者を決定した日 令和六年八月二十三日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社三枝理研
 - (二) 住所 山梨県甲府市城東二丁目十四番十号

五 落札金額 三千百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年七月四日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津二丁目十二番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称（仮称）トライアル石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場千六百七十九

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津二丁目十二番二号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和七年五月五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千四百三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 二百二十二台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 四十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 百六十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 二十一立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	二十四時間	二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 三箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間
- 三 届出年月日 令和六年九月四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年一月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月十九日

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内
- 三 測量の期間 令和六年八月二十日から令和七年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月十九日

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量） 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内
- 三 測量の期間 令和六年八月二十日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内
- 三 測量の期間 令和六年八月二十六日から令和七年一月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市武川町牧原字巾下千七百三十八番五、千七百三十八番六の一部、千七百三十八番七、千七百三十八番九、千七百三十八番十、千七百三十八番十六、千七百三十八番十九、千七百四十番四、千七百四十番六、千七百四十一番四、千七百四十一番五、千七百四十一番七、千七百四十一番八、千七百四十四番一、千七百四十四番五、千七百四十七番一、千七百四十七番二、千七百四十八番一、千七百四十八番二、千七百四十八番三、千七百五十一番一、千七百五十一番二、千七百五十一番六、千七百五十一番七、千七百五十三番一、千七百五十四番一、千七百五十四番二、千七百五十四番三、千七百五十五番一、千七百五十五番二、千七百五十五番三、千七百五十五番四、道及び水
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市武川町牧原千七百四十七番一 株式会社 オキサイド 代表取締役 山本 正幸

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和六年九月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山下於曾字清水田千六百九十五番一から千六百九十五番五まで、千六百九十六番一から千六百九十六番四まで、千六百九十八番三、千七百一十一番四、千七百一十一番五、千七百一十一番八から千七百一十一番十まで、千七百六番一から千七百六番九まで、水及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道路、水路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八
積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩 及び 山梨県甲州市塩山下於曾千四
百一番地二 古屋 勝利

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年九月十九日

山梨県立図書館

副館長 小林 久美

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県立図書館情報システム機器等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県立図書館
- (二) 所在地 山梨県甲府市北口二丁目八番一
- 三 落札者を決定した日 令和六年七月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社J E C C
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 四億三千七百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年六月六日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年九月十九日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 教育情報セキュリティクラウド構築・運用業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県教育庁総務課教育企画室
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年七月十六日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社Y S K e i c o m
- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 一億四千八百四十万七千七百五十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番